

「指定緊急避難場所」と「指定避難所」を指定

災害時避難場所

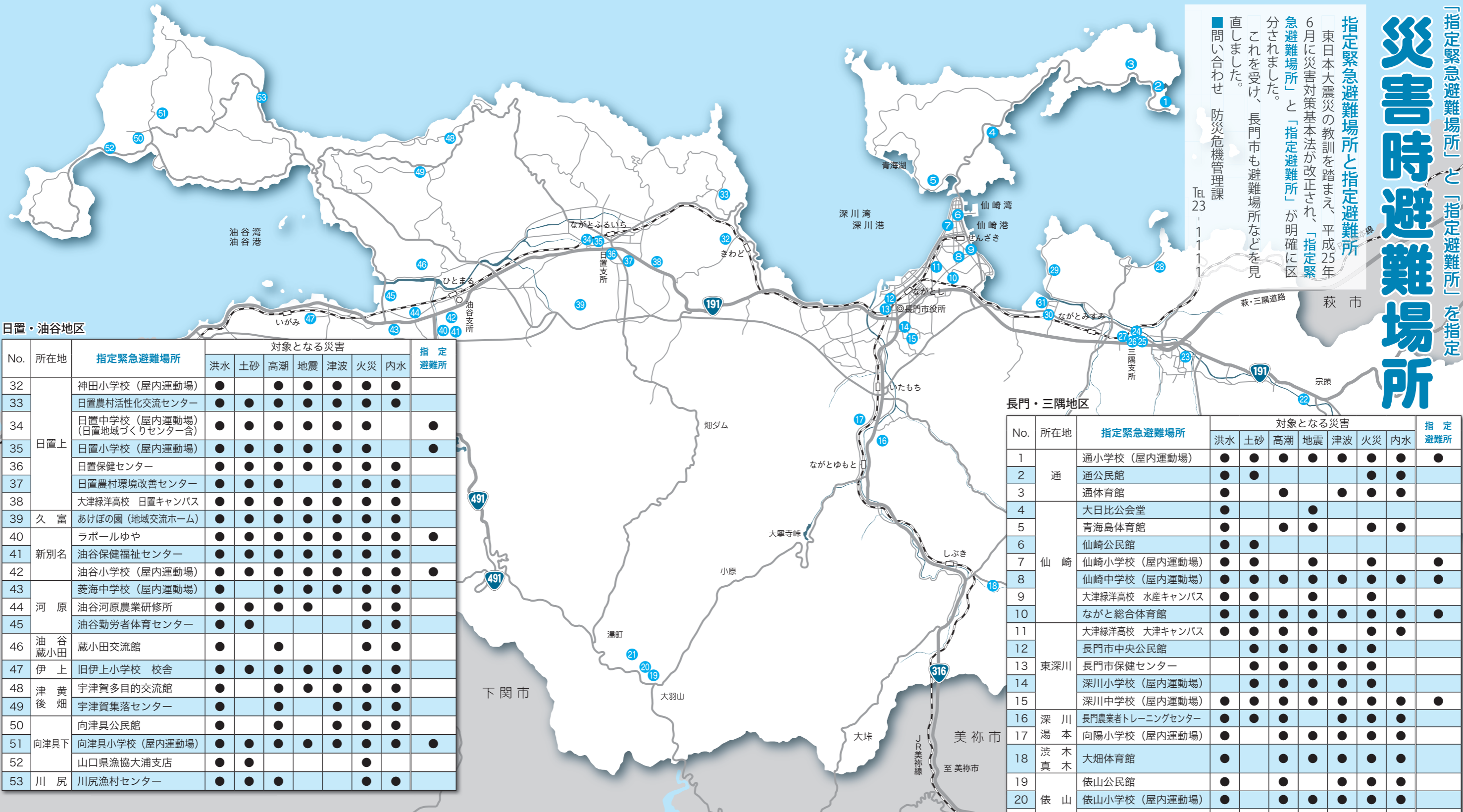
指定緊急避難場所と指定避難所

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」が明確に区分されました。

これを受け、長門市も避難場所などを見直しました。

問い合わせ 防災危機管理課

TEL 23-1111



日置・油谷地区

No.	所在地	指定緊急避難場所	対象となる災害							指定避難所
			洪水	土砂	高潮	地震	津波	火災	内水	
32	日置上	神田小学校 (屋内運動場)	●		●	●	●	●	●	
33		日置農村活性化交流センター	●	●	●	●	●	●	●	
34		日置中学校 (屋内運動場) (日置地域づくりセンター含)	●	●	●	●	●	●	●	●
35		日置小学校 (屋内運動場)	●	●	●	●	●	●	●	●
36		日置保健センター	●	●	●	●	●	●	●	
37		日置農村環境改善センター	●	●	●	●	●	●	●	
38		大津緑洋高校 日置キャンパス	●	●	●	●	●	●	●	
39		久富	あけぼの園 (地域交流ホーム)	●	●	●	●	●	●	
40		新別名	ラポールゆや	●	●	●	●	●	●	●
41			油谷保健福祉センター	●	●	●	●	●	●	
42	河原	油谷小学校 (屋内運動場)	●	●	●	●	●	●	●	
43		菱海中学校 (屋内運動場)	●		●	●	●	●		
44	油谷蔵小田	油谷河原農業研修所	●	●	●	●	●	●		
45		油谷勤労者体育センター	●	●				●	●	
46	伊上	蔵小田交流館	●		●			●	●	
47		旧伊上小学校 校舎	●	●	●	●	●	●		
48		宇津賀多目的交流館	●		●	●	●	●		
49	津黄後	宇津賀集落センター	●		●		●	●		
50		向津具公民館	●		●		●	●		
51	向津具下	向津具小学校 (屋内運動場)	●	●	●	●	●	●	●	
52		山口県漁協大浦支店	●	●				●		
53	川尻	川尻漁村センター	●	●	●			●	●	

長門・三隅地区

No.	所在地	指定緊急避難場所	対象となる災害							指定避難所
			洪水	土砂	高潮	地震	津波	火災	内水	
1	通	通小学校 (屋内運動場)	●	●	●	●	●	●	●	●
2		通公民館	●	●				●	●	
3		通体育館	●		●		●		●	
4		大日比公会堂	●			●				
5	仙崎	青海島体育館	●		●	●		●	●	
6		仙崎公民館	●	●						
7		仙崎小学校 (屋内運動場)	●	●		●		●		●
8		仙崎中学校 (屋内運動場)	●	●	●	●	●	●	●	●
9	東深川	大津緑洋高校 水産キャンパス	●	●		●		●		
10		ながと総合体育館	●	●	●	●	●	●	●	●
11		大津緑洋高校 大津キャンパス	●	●	●	●		●	●	
12	深川本	長門市中央公民館		●	●	●	●	●	●	
13		長門市保健センター		●	●	●	●	●	●	
14		深川小学校 (屋内運動場)		●	●	●	●	●	●	
15	深川本	深川中学校 (屋内運動場)	●	●	●	●	●	●	●	●
16		長門農業者トレーニングセンター	●	●	●		●	●	●	
17	湯木真	向陽小学校 (屋内運動場)	●		●	●	●	●	●	
18		大畑体育館	●		●	●	●	●	●	
19	俵山	俵山公民館	●		●		●	●	●	
20		俵山小学校 (屋内運動場)	●		●	●	●	●	●	
21		俵山湯の家 (地域交流ホール)	●		●	●	●	●	●	
22	三隅上	宗頭文化センター			●	●	●	●	●	
23	三隅中	湯免ふれあいセンター	●	●	●	●	●	●	●	●
24		三隅中学校 (屋内運動場)		●	●	●	●	●	●	●
25		明倫小学校 (屋内運動場)		●	●	●	●	●	●	
26		三隅保健センター		●	●	●	●	●	●	
27	三隅下	三隅公民館・三隅農業者 トレーニングセンター		●			●	●	●	
28		野波瀬三代交流館	●		●	●	●	●	●	
29	三隅下	小島漁村センター	●					●	●	
30		浅田小学校 (屋内運動場)	●	●		●		●	●	●
31		三隅勤労者スポーツセンター	●	●					●	●

指定緊急避難場所

災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所。災害の種類によって異なります。

指定避難所

災害の危険性があるために避難した住民が、危険性がなくなるまで必要な期間滞在できる施設。また災害により家に戻れなくなった住民が一時的に滞在する施設。

地区一時避難場所

各地区で、災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、切迫する危険から一旦逃れるための避難場所として自治会や自主防災組織などが決めた施設や場所。地区一時避難場所を使用する場合は、事前に自治会や自主防災組織などが、使用する避難場所の管理者から同意を得て、市に届けてください。

対象となる災害

「土砂」とは、がけ崩れ・土砂流・地滑りのこと。「内水」とは、一時的に大雨が降った場合に、排水施設または河川による雨水の排水がでずに浸水すること。

避難行動の方法

危険な状況での避難はできるだけ避けるようにし、早めの避難を心がけましょう。切迫している状況では、自宅や近所の2階以上へ避難するなどの「屋内安全確保」で命を守る行動が必要な場合もあります。